

【 FM・COC共通マニュアル 】

# 施業実施マニュアル

認証森林伐採・搬出作業マニュアル	・・・・・・・・	1～2
安全作業マニュアル	・・・・・・・・	3～4
作業道等開設マニュアル	・・・・・・・・	5～6
施業実施仕様書	・・・・・・・・	7
林業薬剤管理マニュアル	・・・・・・・・	8～9
作業現場における油類の取扱いマニュアル	・・・・・・・・	10
林野火災予消防マニュアル	・・・・・・・・	11
安全衛生及び健康管理マニュアル	・・・・・・・・	12
レッドリスト種保護に関するマニュアル	・・・・・・・・	13～14
レッドリスト種発見に係る記録簿	・・・・・・・・	15

上川森林認証協議会

## 認証森林伐採・搬出作業マニュアル

上川森林認証協議会 S G E C 森林認証登録林分における主伐・間伐、素材生産等に係わる事業については、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を遵守し、下記の事項に留意して実施するものとする。

1. 自然環境保全及び水土保全、環境汚染の予防を図るため、上川森林認証協議会が定めた森林管理の「基本指針」及び「生物多様性の保全を配慮した施業指針」等に基づき実施し、特に林地保全、河川汚濁防止、貴重動植物の保護等に努めるものとする。
2. 林業・木材製造業労働災害防止協会作成の「災防規程」に従うとともに、作業班長及び作業主任者の指示に従い安全作業の確保を図るとともに、下記個別の仕様に基づき実施するものとする。
3. 造材作業の実施にあたって、作業班長は、S G E C 認証森林であることを確認し、認証材と他の森林の非認証林材が混在しないよう分別を徹底するものとする。

### 4. 個別マニュアルの内容

#### (1) 伐採マニュアル

- 大面積にわたる一斉皆伐を行わず、小面積分散型の伐区を設定し、一箇所あたりの伐採面積は原則として20haを超えないこととする。  
また、制限林については、地域森林計画書に定められた指定施業要件・施業方法の範囲内で実施し、目的に則した機能の確保を計るものとする。
- 皆伐にあたっては、尾根筋、沢筋、林縁等に立地条件に適した保護樹林帯（概ね20m以上）を設定する。
- 伐採跡地は、地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努め、伐採跡には、カラマツ・トドマツ等をはじめ土壌に適した樹種を計画的に植える。
- 伐採機械は、現場の地形や林況を見ながら適切なものを使用する。
- 木寄せのときは木の根を傷めないよう適切な幅の走行路をとる。
- 特に河川等に残存木等が流れ出さないように整理する。
- 希少な動植物の生息地など、特別な場所については伐採をひかえる。

#### (2) 搬出マニュアル

- 搬出時には、路面状況を勘案し、路面を傷めない走行に努める。
- 水の湧くような弱い地盤には集材路をなるべくつくらない。
- 水際は、適切な幅の保護樹林帯を残す。
- 水源や水辺の生き物を守るため、沢地等に枝条などの林地残材を投棄しない。
- 集材のときは立木を傷つけないよう、あて木などの防護具を使用する。
- 山土場において、認証林材と非認証林材が混在しないように分別した上、木口等にチョー

ク等でS字マークをつけるなど、認証林材であることが確認できるようにする。

- 素材の搬出にあたっては、認証林材と非認証林材とを混載しないよう搬出業者に指示を徹底するとともに、発送伝票等に、認証森林番号及び林班名を明記する。

※認証森林番号が分からない時は、作業班長に確認すること。

### (3) 安全作業の確保

- 作業の実施にあたっては、毎朝作業員全員の参加により当日の作業内容・手順等について確認を行い、安全作業を行うものとする。
- 造材・集材作業については、本協議会作成及び林業・木材製造業労働災害防止協会作成の安全作業マニュアルを遵守するものとする。
- 作業期間中は、標識等を設置し、交通の安全等を確保するものとする。

### (4) 燃料等油類の管理

- 作業現場で燃料等油類が漏出した場合、水資源など環境への影響が大きいことから、油類の貯蔵は出来るだけ行わないものとする。
- 作業現場へ予備燃料を持っていく場合は、次のことに注意すること。
  - ア. 容器が倒れないよう平坦な場所に置くこと。
  - イ. 保管場所にビニールを敷くなど、地中への染み込み防止対策を講じること。
  - ウ. 油吸着用のウエスを常備すること。
  - エ. 保管場所での火気使用はしないこと。
  - オ. 休憩場所は、保管場所より5 m以上離れること。
  - カ. 漏出事故が起こった場合は、速やかに、漏出油吸着処理を行い、緊急連絡体制により報告すること。
  - キ. 燃料・オイル類の空き缶等は、林内に放置せず、持ち帰ること。

### (5) 林野火災の予消防

- 「山火事注意」などの啓発に努める。
- 休憩所を設置した時は、周囲の可燃物を除去すること。
- くわえタバコでの歩行及び作業は行わない。吸殻入れを必ず携行し、マッチ、吸殻の後始末は完全に行うこと。
- 作業に使用する燃料・オイル類は適量を持参し、法令に基づき正しく取り扱う。
- チェーンソーなどへの補給は、エンジンを止めてこぼれないように行う。
- チェーンソーのマフラーは、枯れ草などの燃えやすいものに触れないようにすること。
- マフラーのカーボンに火がついたりしないように、機械の点検は事前に十分に行う。

### (6) そ の 他

- 作業機械、移動用車両等自動車を使用する場合は、不必要なアイドリングを行わないなど、化石燃料の低減に努め、環境に配慮すること。

# 安全作業マニュアル

## 1. 服 装

- (1) 安全な作業を行うことができる袖締り、裾締りの良い作業服を着用すること。
- (2) 履物は、作業に適し、足に合った丈夫で滑らないものを着用すること。
- (3) 合図に必要な呼子や緊急連絡用のトランシーバー・携帯電話を用意すること。

## 2. 安全作業のポイント

- (1) 作業時は、必ず保護帽（ヘルメット）を正しく着用すること。
- (2) 毎日作業前には、作業事項について全員で打合せを行うこと。
- (3) 労働時間内には、必ず休憩（30分以上）をとること。
- (4) 作業で使用する機械類及び装備品は、必ず始業前点検を行うこと。

## 3. 作業別の安全対策

### (1) 地 拵

- ・上下作業の禁止
- ・火入れを伴う地拵はジェットシューターを用意し、必要に応じ火防線を設置することとする。

### (2) 植 付

- ・足元の確保
- ・苗木の運搬等荷揚げのための歩行場所の足元確保。
- ・植付けのための苗木の携行は、適量を持ち出す。

### (3) 下 刈（特に刈払機作業）

- ・安全ベルトを肩からかける。
- ・木片、小枝が飛来する恐れがあるので、眼鏡またはフェイスガードを使用。
- ・刈払機は振動及び騒音の少ないものを選択する。
- ・歩行にて移動のときは、歩行者間の距離を十分に保つこと。
- ・上下作業の禁止及び足元の確保。
- ・滑り止めスパイク地下足袋を使用すること。
- ・作業をしている者から5m以内には、他の作業者は立ち入らない。
- ・下方に向かった下刈は行わない。（下方に向かうと体が不安定になり、刈刃と足が近くなりやすい。）
- ・刈払機の点検（汚れ、ネジ類のゆるみ、燃料など）。
- ・一連続作業は概ね30分以内とし、5分以上の休憩時間を設ける。

### (4) 枝 打

- ・枝打鉋、枝打鋸の手入れ。
- ・木登り梯子の点検手入れ。

- ・安全帯の着用と落下防止。
- ・足元の確保。

#### (5) 間伐・皆伐・搬出

- ・伐採木の伐倒予定方向を確保し、指差し呼称を励行すること。
- ・伐倒予定方向を狂わすことが予想される障害物（枝がらみ、つるからみ等）の有無の確認。
- ・作業中に頭上に落下しそうな枯枝等の有無の確認。
- ・樹高の2.0倍以内に他の作業者がいないか確認。
- ・退避場所をあらかじめ選定しておき、退避路については支障物を取り除いておく。
- ・玉切り材の転落の恐れがないか確認。
- ・伐倒予定方向に支障になるものがないか確認。
- ・伐木造材機械（ハーベスター等）の作業中は、機械の近くから退避し、運転者は他の作業人や支障物がないことを確認する。
- ・玉掛けワイヤーの点検と安全な荷掛けを励行する。
- ・材の引き出し作業前には、他の作業者がいないか確認して、退避よし、まわりよしの呼称を励行すること。
- ・荷はずし前には搬入材の確認、着地よしの呼称を励行すること。

#### (6) かかり木の処理について

- ・かかり木の処理は伐倒作業中最も危険な作業であり、けん引具等を使用して速やかに処理する。

#### (7) その他

- ・3（1）～（6）によるもののほか、林業・木材製造業労働災害防止協会が定める「林業・木材製造業労働災害防止規程」を遵守するものとする。

# 作業道等開設マニュアル

## 1. 実施基準

作業道の開設は、森林整備事業の実施に必要な限度において行うものとし、路線の選定にあつては、土砂の流出、河川の汚濁等が生じないように十分配慮するものとする。

また、構造・規格の決定にあたっては、必要に応じて、敷砂利、側溝、横断排水工等により、開設した路面の安定を図るものとする。

## 2. 路線の選定

- ① 水土保持及び野生植生に配慮した線形とする。
- ② 土砂の流出または崩壊を防ぐため沢沿線形はなるべく避けること。
- ③ 大きな沢の横断、擁壁等恒久的工作物を設けなければならない箇所は極力避けること。
- ④ 自動車の走行の安全性、林地の保全に十分配慮すること。

## 3. 構造・規格

- ① 伐開：伐開幅は、工事の施工及び維持管理上、必要最小限度とする。
- ② 幅員：幅員は、4メートル以下とする。但し、待避所としての拡幅部分及び捨て土分を除く。
- ③ 縦断勾配：作業道の縦断勾配は、5%を基準とし、10%を超える場合は必要に応じ走行性の確保（路面工）や雨水による洗掘が行われないような誘導排水などの路面構造とする。
- ④ 法勾配：切り取りの勾配は土砂6分、岩石3分、盛土の法勾配は、1割2分を標準とする。
- ⑤ 敷砂利：敷砂利は必要に応じて行い、敷圧は10cmを基準として敷幅は3mを超えないものとする。
- ⑥ 側溝：側溝は必要に応じて設けるものとし、上幅50cm以上、深さ30cm以上の三角側溝とする。
- ⑦ 工作物
  - ア．播芝工：盛土法面、捨て土、残土の箇所には、必要に応じて播芝を行うものとする。
  - イ．横断排水工
    - 1) 開渠はU字管等を使用し、必要に応じて播芝を行うものとする。
    - 2) 暗渠は、コンクリート管・コルゲート管・硬質塩化ビニール管等を必要に応じ設置する。
    - 3) 管の敷設に係る土かぶりの厚さは当該管径長以上を標準とし、基礎は山砂利等で十分締め固める。
  - ウ．柵工：路側保護、土留等のため必要に応じ柵工を施工する。
  - エ．待避所：自然の地形を利用し、必要に応じ設置する。1箇所について幅員4m、延長10mを標準とする。

## 4. 測 量

### ① 予備調査、路線の踏査等

ア. 1/5000 の地形図、空中写真等を利用し、路線の起点、終点、計画路線を記入する。

イ. 次の事項に留意の上現地を踏査し、最も適切な線形を採用するものとする。

1) 崩壊等災害発生の危険性はないか。

2) 地形、地質的に実施可能であるか。

3) 車輛の通行上、安全であるか。

### ② 調査・測量

#### ア. 延長測量

路線の変曲または工作物の設置個所等を表示して、それぞれの測点間の位置・距離をポケットコンパス、巻尺等により測定する。

#### イ. 横断測量

2.5 mを限度として、横断傾斜角（地山線、出来高設計にあたっては、法長）をハンドレベル、スランートルール、ポール等により測定する。

## 5. その他開設に留意すること

① 土砂の切り取りを抑え残存木を多くするなど土砂の崩壊を抑制する規格・構造を採用する。

② 景観や生態系の保全に配慮した線形、構造を選択する。

③ 高性能林業機械による作業システムなどに対応した路線とする。

④ 作業路台帳を作成し、常に現状を把握して作業路の保全・整備を図る。

⑤ 工作物には、間伐材など可能な限り生物資材を使用する。

⑥ 小動物の生育・繁殖を妨げない処置を講じる。

## 6. 維 持 管 理

### ① 路面整備

ア. 使用によって凹凸がでた場合は、削らず凹部に砂利等で埋めて平坦にする。

### ② 排水箇所の掃除や構造物の点検

ア. 開設後当初は安定しないので、降雨前などは定期的な見回り点検を行う。

イ. 排水箇所には土砂が堆積するため、掃除に心がける。

ウ. 破損箇所は早期の手直しを行い、長期使用に心がける。

## 施 業 実 施 仕 様 書

対象森林での施業の実施にあたっては、次のことに注意し、作業に当たること。

1. 森林管理に関する法令、市町村森林整備計画及び森林経営計画の施業基準、当協議会の基本指針、生物多様性の保全を考慮した施業指針に基づき、個別仕様書に従った施業を行うこと。
2. 安全対策及び林野火災予消防については、「安全作業マニュアル」「林野火災予消防マニュアル」に基づいて行うこと。また、山火事及び事故が発生した際には、応急処置をした後、関係機関に連絡するなど迅速に対応すること。
3. 天然林及び保護樹帯・水辺林・岩石地等の施業については、林地崩壊や立木被害、生態系の攪乱などにつながる恐れがあることから、伐採は控えるよう努めること。
4. 地拵は、土砂流出や土砂崩壊を防ぐため、土壌流出が生じないような施業を行うこと。残枝等の火入れを行う場合は、関係機関と十分協議する。
5. 下刈は、植生の繁茂状況に応じて適切な時期に行い、生物多様性及び水土保持の観点から、苗木の成長の妨げになる最小限の雑草木の除去にとどめる。
  - ・幼齢林の下刈は、苗木を傷めないよう注意すること。
  - ・林縁植生については、できるだけ手を加えず植生の維持に努めること。
  - ・作業時は、蜂の巣に気をつけて作業すること。
6. 刈払い機・チェーンソーなど化石燃料を使用する林業機械類は、極力無駄のない使用に努め化石燃料の節減及び二酸化炭素の排出削減を図ること。  
なお、燃料の作業現場での保管は、必要最小限として慎重に行うこと。
7. 油類の空缶、現場で出るゴミは必ず持ち帰り、地域で定められた方法で分別して処分を行うこと。
8. 巡視時及び作業完了時は「森林巡視実施要領」に基づいて協議会所定の用紙を持参し、チェック項目を確認すること。  
作業責任者は、必ずカメラを持参し、必要に応じ森林の状況及び見慣れない動植物の写真を撮影し、所定の用紙に写真を添え、記録して提出すること。
9. 作業責任者は、地域に生息・生育する希少野生動植物に関する情報収集に努め、協議会や関係機関が実施する各種研修会等に積極的に参加すること。

# 林業薬剤管理マニュアル

## 1. 林業薬剤の使用

林業薬剤は、病虫害の被害がまん延する可能性がある場合や獣害の発生がある場合、また、作業能率の向上を図る目的で使用する場合は、生物多様性の保全や水土保全に配慮するとともに、森林病虫害等防除法及び農薬取締法などの関係法令に基づき、最小限の使用とする。

但し、WHOで危険有害性が高いと分類するタイプ1A及び1Bに属する薬剤を含む農薬、また、POPs条約対象物質（廃絶、制限、非意図的生成物）を含む農薬は林地での使用を禁止とする。

## 2. 管理体制

### ① 関係機関の指導

病虫害駆除や獣害防除の薬剤、また、除草剤の使用にあたっては、関係機関の指導を受け、適切な管理のもと散布作業を実施する。

### ② 関係者との連絡・調整

林業薬剤の影響を受ける地域の関係者との協議ができる体制を維持する。

### ③ 林業薬剤の管理方法

林業薬剤の使用では、受け払い簿等を常備し、安全かつ厳重に保管・管理するとともに、駆除等の委託先にも同様の保管・管理を求める。

## 3. 安全対策・周辺環境対策

① 林業薬剤の取扱いは、製造者による指示に従い、訓練を受けた者によって適切な器具、機材等による実行を徹底する。

② 林業薬剤の使用は、必要最小限度の範囲及び使用量とする。

③ 薬剤の散布に当たっては、周辺住民、利害関係者へ周知し、理解と協力を得るとともに、気候状況や周囲の土地利用状況を把握して、簡易水道、農業・漁業・その他事業に影響を及ぼさないように努める。

## 4. 関係法令の遵守

### ① 関係法令の遵守

森林病虫害等防除法、農薬取締法などの関係法令を遵守するとともに、散布後の現地及び周辺地域の状況について、結果が確認できるまで観察する。

### ② 林業薬剤の危険有害性の確認

使用を予定する林業薬剤は事前に有効成分となる薬剤のCAS番号を確認し、WHOが示す危険度別農薬成分分類表（表1～8）を参照して、どの危険クラス（1A、1B、2、3、4）に属する薬剤か確認するほか、POPs条約対象物質（廃絶、制限、非意図的生成物）の含有を確認して使用の適否を判断する。また、その記録を保存する。

## 【参考資料】

### ① CAS 番号

▶ キヤスバンゴウ【英】CAS Registry Number [略] CAS No.  
[同義] CAS 登録番号

CAS 番号またはCAS 登録番号ともいう。

米国化学会の一部門であるCAS (Chemical Abstracts Service) が運営・管理する化学物質登録システムから付与される化学物質に固有の数値識別番号のこと。

CAS No. はハイフンで3つの部分に区切る最大9桁の番号

### ② WHOが示す危険度別農薬成分分類表

<https://www.who.int/publications/i/item/9789240005662>

### ③ POPs 条約 (残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約) 対象物質

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/pops.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html)

## 作業現場における油類の取扱いマニュアル

対象森林での施業にあたる作業員は、作業現場で燃料等の油類が漏出した場合は、生態系や環境への影響が大きいことから、油類の取扱いは慎重に行う。

### 1. 油類の作業現場での保管および方法

対象森林作業現場で燃料等の油類が漏出した場合、環境への影響が大きいことから、油類の作業現場での保管は慎重に行う。

- ① 保管場所は、平坦な場所にシート等を敷いて油類漏出しない対策をとること。
- ② 保管期間は、作業を実施している期間内とする。

### 2. 漏出対策

チェーンソー・刈払機に給油する場合は、油類が漏れないように注意しながら行うこと。  
給油後は機械の燃料キャップの閉め忘れがないか確認すること。

重機等に給油する場合は、給油箇所を限定し給油口下部周辺にシート等を敷き漏出対策を行ったうえで給油することとし、漏出が起きた場合は直ちに拭き取ること。

### 3. 安全対策

保管場所付近での火気の使用は禁止する。また、給油中は必ずエンジンを止めること。

# 林野火災予消防マニュアル

対象森林における林野火災発生防止のため、各市町村林野火災予消防対策協議会の決定事項等を遵守し、林野火災の予防対策と消火対策を強化することにより、地域山林の保全と地域の安全に努めるため、次の事項を定める。

## 1. 事業現場などでの事前調査

- ① 近くに谷川など消火に使う水があるか、事前に調べること。
- ② 付近の地形及び状況を十分に把握すること。
- ③ 乾燥注意報や、風向き・風量など気象情報を把握すること。
- ④ 携帯電話及び無線の通信状況を確認すること。

## 2. 消火機材の用意

- ① くわ、スコップ、水囊、消火器等の消火に必要な機材を用意すること。

## 3. 事業現場での対応

- ① 「山火事注意」などの旗・啓発看板等を設置すること。
- ② 休憩所を設置した時は、周囲の可燃物などを除去すること。
- ③ くわえタバコでの歩行及び作業は行わない。吸殻入れを必ず携行し、マッチ、吸殻の後始末は完全に行うこと。
- ④ 作業に使用する燃料・オイル類は適量を持参し、法令に基づき正しく取り扱うこと。
- ⑤ チェーンソーなどへの燃料の補給は、エンジンを止めてこぼれないように行うこと。
- ⑥ チェーンソーのマフラーは、枯草など燃えやすいものに触れないこと。
- ⑦ マフラーのカーボンに火がついたりしないように、機械の点検は事前に行うこと。
- ⑧ 車輛を林道に駐車させる場合には、万一来るに備えて他の車輛の通行に支障にならないように駐車する。

## 4. 訓練及び関係機関との協力

- ① 地域の消防署、関係機関等が実施する予消防行事にはできる限り参加すること。
- ② 火災が発生した場合の連絡体制を整備し、事業現場での携帯電話及び無線の通話状況を確認すること。また、携帯電話などの使用が困難な場合を想定した連絡体制を打ち合わせるこ

## 5. 連絡体制

林野火災発生の場合は、消防署及び地元消防団に直ちに連絡を行い、消火及び火災の拡大防止に努めるものとする。また、被害の拡大が予想される場合には、知事に空中消火を要請する。

## 6. 記録の保存

行事及び林野火災の記録の保存を行う。

# 安全衛生及び健康管理マニュアル

## 1. 安全衛生教育及び健康管理の実施

事業活動における各種作業での労働災害を防止するため、職員等に対する安全衛生教育と健康管理を次の要領で実施する。

### (1) 安全衛生及び健康管理教育

対象森林で作業に従事する作業員は、「安全作業マニュアル」の遵守を徹底する。  
森林組合及び下請業者は、作業員に対し、安全衛生及び健康管理の教育を行う。

### (2) 研修会・講習会への参加

関係機関が実施する「労働安全衛生大会」や、研修会・講習会へは、積極的に参加すること。

### (3) 安全意識の高揚

各自健康管理に注意し、一つ一つの行動に安全意識を高め、労働災害等から身を守るとともに、現場作業時には、2人以上は確認できる範囲で作業にあたること。

### (4) 安全衛生教育への記録の保存

研修会・講習会へ参加した場合は、その記録を保存すること。  
また、事故など不慮の事態が生じたときもそれを記録すること。

## 2. 災害時等が発生した場合の連絡体制

林内作業現場では、現場内の緊急連絡体制を定めておくとともに、携帯電話の通信エリア等を把握しておく。

(1) 労働災害・体調の異変等が発生した場合は、直ちに各森林組合及び救急隊（各市町村の消防署）へ報告・要請し、指示を仰ぐ。

#### ○報告・要請内容

- ・被災者等の報告           (氏名・性別・年齢)
- ・ケガ及び様態の報告   (出血の状況、意識等の状況)
- ・災害等の場所           (住所・林小班・森林所有者名等)

○災害発生時伝達連絡網は別冊による。

## レッドリスト種保護に関するマニュアル

上川森林認証協議会（以下「協議会」という。）は「生物多様性の保全を考慮した施業指針」に基づき、レッドリスト種の保護については、このマニュアルにより実施することとする。

### 1. レッドリスト種の把握

協議会事務局は、北海道レッドデータブックを常備するとともに、各市町村有林及び管内森林組合が指定した巡視員及び事業受託者・森林組合森林整備員（以下「巡視員等」という。）に対し、研修会の開催等により協議会が管理・経営する認証森林で生息・生育の可能性のある動植物を周知させるものとする。

なお、生物多様性に関するモニタリングを行っている第3者機関等により協力の要請があった場合は、速やかに協力できる体制をとるものとする。

### 2. レッドリスト種発見時の対応

#### (1) 巡視員が発見した場合

- ① 発見者は、速やかに日時、場所、動植物の名前或いはその特徴、発見時の状況を巡視員等が所属する協議会現場管理者に報告するものとする。
- ② 協議会現場管理者は、①の報告を受けた場合速やかに現地を確認し、別に定める記録簿に対処の方法等を整理の上、協議会事務局に報告するものとする。
- ③ 協議会事務局は、レッドデータブックにある貴重な動植物がいるとされた箇所を保存林に設定するなど、必要に応じて専門家の意見を聴取し、適切な保護・保全対策について協議会役員会に提案するものとする。
- ④ 協議会役員会の報告を受けて、北海道は保護に関する所定の措置をとる。
- ⑤ 協議会事務局は巡視員に対して、北海道の指示に基づく保護対策を指示し、巡視員はその保護対策を実施し、作業終了後協議会事務局にその結果を報告するものとする。
- ⑥ 協議会事務局は、巡視員の報告があったときは現地を確認し、その結果を協議会役員会に報告するものとする。
- ⑦ 上記に示した関係者に対しては、レッドリスト種の保護管理上、乱獲・盗掘等を防ぐため、種名・生息地などの情報は、慎重に扱うことを十分周知させるものとする。

### 3. 日常の保護対策

巡視員等は、巡視時又は事業完了時、モニタリングを行いその結果を協議会事務局に報告するものとする。

### 4. 作業時の保護対策

通常の森林施業時に、保護区として特定すべき状況の発見、若しくは遭遇した場合は、直ちに作業を中止し、協議会事務局に報告するものとする。

協議会事務局は、直ちに役員会を開催し専門家の意見も聴取し、保護対策を検討し、実行するものとする。

対象森林に生息・生育する注意すべき野生生物

RDBランクの解説

高 ↑ 危険度 ↓ 低	絶滅種 (Ex)	すでに絶滅したと考えられる種または亜種
	野生絶滅種 (Ew)	本道の自然界ではすでに絶滅したと考えられているが、飼育等の状態で生存が確認されている種または亜種
	絶滅危機種 (Cr)	絶滅の危機に直面している種または亜種
	絶滅危惧種 (En)	絶滅の危機に瀕している種または亜種
	絶滅危急種 (Vu)	絶滅の危機が増大している種または亜種
	希少種 (R)	存続基盤が脆弱な種または亜種（現在のところ、上位ランクには該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位ランクに移行する要素を有するもの）
	地域個体群 (LP)	保護に留意すべき地域個体群
	留意種 (N)	保護に留意すべき種または亜種（本道においては個体群、生息生育ともに安定しており特に絶滅のおそれはない）

上川管内の状況

絶滅種 (Ex)	—
野生絶滅種 (Ew)	—
絶滅危機種 (Cr)	18種
絶滅危惧種 (En)	32種
絶滅危急種 (Vu)	61種
希少種 (R)	183種
地域個体群 (LP)	4種
留意種 (N)	6種
合計	304種

## レッドリスト種発見に係る記録簿

報告：令和 年 月 日

所属：

発見年月日	動植物の名称	発見場所	発見者名	記入者名
令和 年 月 日		林小班：		
事業名				

チェック項目	対処方法等
事業計画がある場合発見場所の踏査・測量の必要性の有無	
有識者との協議の必要性の有無	
発見場所において出現頻度が高い種である	
周辺に同等数程度の当該種の個体がある	
当該種が地域の個体群の維持に常用な種子供給源としての有無	
重要種、注目種の有無           （*）参照	
当該種の移植の必要性の有無	
受注業者への事前調査の必要性の有無	
関連自治体への連絡の有無	
対処方法の結論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移植保全措置を行う：</li> <li>・ 移植等保全を行わない：</li> <li>・ 範囲内に対象となる重要種、注目種生息なし</li> </ul>

### \* 重要種・注目種植物の定義

- ・ 重要種：環境省レッドリスト、北海道レッドデータブックに記載された種
- ・ 注目種：重要種ではないが社会的な関心が高い種

（ニリンソウ、オオバノエンレイソウ、フクジュソウ、エゾエンゴサク）